

報告第 15 号

令和 3 年度西海市工業団地整備事業特別会計繰越明許
費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定
により、令和 3 年度西海市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越
計算書を調製したので、これを報告する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

西海市長 杉澤 泰彦

令和3年度西海市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
1 事業費	1 事業費	大島地区工業団地整備事業	270,458,000	170,222,000	50,222,000		120,000,000		
		計	270,458,000	170,222,000	50,222,000		120,000,000		

令和4年6月10日

西海市長 杉澤 泰彦

令和3年度西海市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の事業の状況 (令和4年5月末)

(単位：千円)

款	項	事業名	事業の内容	金額	翌年度繰越額	完了予定年月	進捗状況	理由区分	理由	予算計上時期		
1	事業費	1	事業費	大島地区工業団地整備事業	工業団地整備 (埋立工事)	270,458	170,222	令和4年9月末	工事施工中	計画	(計画に関する諸条件：関係機関との協議) 隣接する旧港湾関連施設を工業団地の一部として整備する上で、事前に都市計画法に基づく開発許可が必要となったが、その開発許可の協議に不測の日数を要し、年度内完成が困難となったため。	当初
計				270,458	170,222							